

中華人民共和国江蘇省における方言番組とその規制 ——関係通知の策定背景及び運用実態を中心に

(公益財団法人大学基準協会) 小田 格

【要旨】

江蘇省では、2004年以降に各地で方言番組が放送されるようになったが、隣接する浙江省とは異なり、それが急激に増加・拡大することはなかった。しかるに、2006年には、当局により取りまとめられた方言番組に対する独自の規制事項が関係機関及び放送局に通知された。この通知は、実質的な必要性よりも、形式的な制度対応という事情から策定されたものと見られ、それゆえ隣省の関係通知に比して簡素な内容とされた可能性が指摘される。また、同省では、むしろ2006年以降に方言番組が漸増するようになり、特に蘇南の吳語圏では、経年的に規定を超過した状態が確認され、すでに同通知は数量規制の機能を果たしていないに等しい状況にある。

I. 序論

中華人民共和国（以下、中国）浙江省では、「阿六頭説新聞（阿六頭がニュースを話す）」（杭州電視台）を皮切りとして、2004年に各地で漢語方言（以下、方言）を使用した番組（以下、方言番組）の放送が相次いだ。この方言番組ブームは、その後全国に拡大していったが、当然ながら隣省にそれが波及するまでに、そう時間を要しなかった。2004～2005年にかけて江蘇省の各地でも方言番組が姿を現すようになったのである。

しかし、本誌70巻8号掲載の拙稿（2016）で考察した通り、浙江省では、2005年に方言番組に対する規制が発動された。そして、江蘇省にあっても、隣省に遅れること1年、同様に独自の規制事項が関係部門及び放送局に通知されたのであった。

江蘇省の方言番組に関しては、中国国内の先行研究で一定程度取り上げられているが、規制内容と放送状況とを関連づけて論じたものは存しない。同省の方言番組の規制を解明することは、長江デルタ一帯の方言をめぐる諸動向の研究に資す

るものであり、同国の言語政策を考察するうえでも意義を有すると思われる。そこで、本稿では、関係通知の考察を通じて、同省における方言番組の規制実態を明らかにすることとした。

なお、本稿にいう江蘇省の3地域（蘇北・蘇中・蘇南）は、同省政府の区分⁽¹⁾に基づくものである。また、同省は、中原官話圏・江淮官話圏・吳語圏の3方言圏に大別されるが、本稿では、『江蘇年鑑』2015年版の区分⁽²⁾に準ずることとする（pp.74-75）。

II. 考察対象

本稿の考察対象は、「全省のラジオ及びテレビの方言番組の管理強化に関する通知」（蘇広發宣〔2006〕9号）（以下、省広電局通知）である。本通知は、江蘇省広播電影電視局⁽³⁾（以下、省広電局）による2006年5月18日付の規範性文件⁽⁴⁾であり、現在も有効である⁽⁵⁾。

本通知の目的は、根拠法令に基づき「ラジオ・テレビ放送の言語文字の規範化に係る事業をより一層適切に実施し、全省の放送局による方言番組の管理を着実に強化すること」と冒頭に明記され

ている。また、その内容は、方言番組の開設に係る行政許可の条件等であり、前文、本則及び後文から構成される。

本章では、本通知の根拠法令及び全体構造を確認する。

1. 根拠法令

省広電局通知の前文には、2件の根拠法令が示されている。このうち1件は、中華人民共和国国家通用言語文字法（主席令37号）（以下、言語文字法）であり、同法の概要は拙稿（2016）を参照されたい。一方、残る1件は、江蘇省における言語文字法の施行規則に該当する法令であり、以下で概要を確認する。

（1）江蘇省「中華人民共和国国家通用言語文字法」施行弁法

江蘇省「中華人民共和国国家通用言語文字法」施行弁法（江蘇省第十届人民代表大会常務委員会公告111号）（以下、江蘇省施行弁法）は、2006年1月10日に制定・公布され、同年3月1日から施行されている地方性法規⁽⁶⁾（全23条）である。

本弁法には、方言使用に係る例外条項が設けられていないばかりか、「（漢語）方言」という文言すら一切存しない。他の行政区の同種の法令では、何らかの形で方言の取扱いを定めていることが通常であり、本弁法は全国的に見ても稀有な存在である。

他方、放送での使用言語に係る規定としては、10条が挙げられる。すなわち、同条1項柱書は「次の各号では、普通話を基本的な使用言語とする」と規定し、1号に「ラジオ放送局及びテレビ放送局のアナウンス、司会・進行、インタビュー等」が、2号に「映画及びテレビドラマ（芸術形式及びストーリーにつき特殊な必要性が認められる場合を除く）」が、それぞれ挙げられている。

2. 全体構造

拙稿（2016）で詳述した通り、浙江省では、2005年と2007年の2度にわたり方言番組の規制通知が発出された⁽⁷⁾。省広電局通知を確認するに当たっては、これら浙江省の新旧通知との比較対照により、その特徴が一層明らかになると考えられる。そこで、以下では、かかる観点から省広電局通知の全体構造を確認したい。

まず、同通知を要約し、全体の構造が俯瞰できるよう取りまとめたものが表1である。浙江省の各通知では、本則に方言番組の開設条件に係る条項（新：4項、旧：5項）が入れ子のように設けられているのに対して、省広電局通知は、完全にフラットな構造である。

また、浙江省の新旧通知には、方言番組の開設条件等が事細かに規定されているが、省広電局通知は簡素な内容である。例えば、浙江省の各通知は、放送禁止の時間帯を設け（新：4項7号、旧：5項7号後段）、放送時間の上限も定めているが（新：4項8号、旧：5項7号前段）、省広電局通知には時間に係る規定は存しない。

他方、省広電局通知の定量的な規定は、放送上限本数に係る5項（地級市レベルの放送局）及び6項（県級行政区レベルの放送局）のみであり、この内容をまとめたものが表2である。5項は、浙江省の旧通知5項5号と同様であり、6項は浙江省の各通知（新：4項6号、旧：5項6号）と相違ない。

省広電局通知の規定ぶりは、浙江省旧通知の大半と一致又は相似しており、隣省の先例に倣ったものと判断される。ただし、上記の5項及び6項に関しては、浙江省旧通知の対応する条項（4項5号及び6号）と異なり、いずれも放送上限本数を示す前に「当該地域の方言の特色が顕著であって、その放送が大衆により大いに歓迎され、かつ、強く求められていることから、方言番組を開設する必要性が確かに認められる場合」という規定が

挿入され、方言番組はかかる状況が認められてこそ、はじめて例外的に開設が許可されるものであって、漫然と放送してはならない旨が強調されている。

III. 放送状況等

本章では、江蘇省での方言番組の放送状況等を記述する。

なお、現在放送中の番組の内容等は、2016年6月15日～30日にかけて、筆者が文末掲載のウェブサイトで視聴・聴取した結果に基づくものである。

1. 省広電局通知発出前（～2006年5月）

江蘇省の方言番組の足跡を辿ることは容易でな

い。『中国广播電視年鑑』1988年版には、1987年に国内のラジオ放送で使用されていた全34言語（方言を含む）が記載されているが、同省の方言は1つも見当たらない（p.572）。

しかし、当時、同省で方言番組が皆無であった訳ではない。1978年、ラジオのワイド番組「大衆生活（大衆の生活）」（蘇州電台）に蘇州話の「蘇阿姨談家常（蘇おばさんの世間話）」というトーカーコーナーが設けられ、1987年には1番組として独立したことが確かめられる（張・顧（1991））。

ただし、「蘇阿姨談家常」は殊に例外的な存在であり、1980～1990年代の同省に他の方言番組は確認できない。また、江（1997）は、1997年の段階で「上海、浙江、江蘇、福建、江西、湖南等の南方方言区の省級及び市級のラジオ・テレビは、

表1 全体構造

全省のラジオ及びテレビの方言番組の管理強化に関する通知（蘇広発宣〔2006〕9号）	
前文（根拠法令及び目的）	
1項	普通話使用の原則及び方言番組開設に係る許可申請、方言番組の位置付けの遵守並びに無許可放送の禁止
2項	方言を主たる使用言語とするチャンネルの開設禁止
3項	各級放送局の新聞総合チャンネルでの方言番組の原則開設禁止
4項	省級局での方言番組の原則不開設
5項	市級局の方言番組の上限本数及び同一チャンネルでの方言番組の上限本数
6項	県級局の方言番組の上限本数
7項	方言番組で使用する方言の取扱い
8項	字幕の配置
9項	方言番組担当のアナウンサー・司会者の管理
10項	映画及びテレビドラマの方言吹替えの管理
11項	境外のラジオ・テレビ番組の方言吹替えの禁止
12項	方言番組の内容・方法の確認、宣伝管理に係る規定の遵守並びに不適切な表現の鑑別・処理及び低俗化の防止
後文（省新聞出版広電局による方言番組のモニタリングに係る業務の強化並びに無許可又は不適切な方言番組の調査及び処分の強化）	

表2 5項及び6項の規定内容

	5項（市級局）	6項（県級局）
1放送局当たりの放送上限本数	ラジオ2本、テレビ2本（合計4本）	ラジオ1本、テレビ1本（合計2本）
1チャンネル当たりの放送上限本数	1本	—

とうの昔からすべて普通話を使用するようになって」いると記述している (p.75)。したがって、1990年代までの江蘇省では、ごく一部に方言番組が存していたものの、その放送は一般的でなかったと推認される。

その後、2000年代に入ると一部の方言番組がテレビの画面に登場するようになる。すなわち、2003年当時、蘇州電視台は、蘇州話の「蘇阿姨当家（蘇おばさんが家事を切り盛り）」を放送しており（顧（2003））、さらには隣省に先んじて方言によるニュース番組（以下、方言新聞）の「蘇阿姨説新聞（蘇おばさんがニュースを話す）」も投入していた（黃・張（2010））。

しかし、これらの番組が成功を収めることはなかった。「蘇阿姨当家」は、短期間で終了したものと見られ、2004年以降の各種資料では、そのタイトルすら確認することができない。また、「蘇阿姨説新聞」に至っては、各論考で方言番組の代表的な失敗例として紹介されている⁽⁸⁾。

結局、江蘇省では、「蘇阿姨談家常」のように歴史ある方言番組が放送されながらも、それが独自に発展・流行するまでには至らなかった。同省各地で方言番組が出現するようになるのは、浙江省で方言新聞の「阿六頭説新聞」が人気を博し、その評判が波及してからである。具体的には、2004～2005年に「天天山海經（日々の山海經）」（蘇州電視台）、「阿福聊齋（阿福が物語を話す）」（無錫電視台）、「聽我韶韶（私が喋るの聞いて）」（南京電視台）、「總而言之（要するに）」（南通電視台）等の方言新聞の放送が開始されたのであった（章（2009））。

もっとも、同省では、方言番組の放送が急激に増加・拡大することなく、各種資料を精査しても、2004～2005年の時点では、上記の番組が確認される程度である。こうした状況は、2005年当時、杭州市だけで11本の方言番組が放送されていた浙江省のそれとは大いに異なるものである（拙稿

（2016））。

2. 省広電局通知発出以降（2006年5月～現在）

（1）経緯・経過

省内の各放送局が方言番組を開始したことは、省広電局にとって想定外の事態だったかもしれない。しかし、上記の通り、江蘇省の状況は、浙江省に比して落ちていたものであった。

こうした中で発出されたのが省広電局通知である。同通知は、その形式・内容からして、方言番組の規制を目的としたものと解される。

ところが、江蘇省では、むしろ同通知が出された後に蘇南の吳語圏を中心として、方言番組が漸増していった。すなわち、蘇州電視台では、2006年9月に「施斌聊齋（施斌が物語を話す）」（方言新聞）がスタートして以降、方言番組が徐々に増え、その後は、常時3～4本が放送されるようになった⁽⁹⁾。また、無錫電視台でも、2006年5月に方言による欄目劇⁽¹⁰⁾の「大話阿福（嘘つきの阿福）」が開始して以降、方言番組が2本となり（無錫電視都市資訊頻道（2007））、2011年頃には3本（賀・孫・路（2012））、そして2014年には5本もの方言番組が放送されていた（『新民晚报』2014年11月30日）。さらに、常州電視台でも、2008年に「生活369（生活369）」（方言新聞）が始まり（顧（2012））、それ以降に番組数が増加していく。

一方、蘇北の中原官話圏・江淮官話圏では、総じて方言番組が低調であった。現状は次項に譲り、ここでは従前の状況を概観したい。すなわち、徐州電視台では、かつて方言新聞の「新聞直通車（ニュース直通列車）」や「大卓説事（大卓が事物を話す）」が放送されていたが（顧（2011）、李（2013））、いずれも終了している。連雲港電視台で現在も放送中の「在你身辺（あなたのそばで）」は、2011年にスタートしたが、同番組が同地初の方言新聞とされる（王（2015））。淮安電視台の方言番組として唯一確認できた欄目劇「淮上聊吧（淮上で話

そう)」は(『淮安年鑑』2012年版, p.175), すでに番組表から姿を消している¹¹⁾。宿遷電視台については, 今日まで方言番組と呼べるものを見つけることができない。盐城電視台で以前放送されていた「今晚

播報(今晚の放送)」は, 一部方言を使用したニュース番組であったが(顧(2011)), 2012年にその幕を閉じた¹²⁾。

なお, 視聴率に関しては, 次のような状況が確

表3 2010年の江蘇省の各都市における方言新聞の視聴率

地域	テレビ局	チャンネル	番組名	視聴率
蘇北	徐州電視台	新聞総合	新聞直通車	8.71%
	盐城電視台	新聞総合	今晚播報	4.49%
蘇中	揚州電視台	城 市	今日生活	20.40%
蘇南	常州電視台	生 活	生活 369	4.17%
	無錫電視台	都市資訊	阿福聊齋	5.26%
蘇南	蘇州電視台	新聞総合	施斌聊齋	5.07%
			天天山海經	4.31%
		社会経済	李剛評話	4.64%
		生活諮詢	民生在線	4.18%

(顧(2011)の表7及び表10の情報に基づき筆者作成)

表4 市級テレビ局のニュース・情報関係の方言番組一覧(2016年6月現在)

地域	テレビ局	チャンネル	番組名	開始時間	放送時間	再放送
蘇北	徐州電視台	経済生活	彭城和事佬	21:30	30分	1回
	連雲港電視台	公 共	在你身邊	20:15	30分	2回
蘇中	揚州電視台	城 市	今日生活	18:00	60分	2回
	泰州電視台	経済生活	鳳城茶館 ^(※1)	18:00	30分	なし
	南通電視台	都市生活	説三道四	18:00	30分	1回
			總而言之	18:30	30分	2回
蘇南	南京電視台	十 八	聽我韶韶	20:30	60分	1回
			標点 ^(※2)	18:15	45分	なし
	鎮江電視台	民 生	一起鎮江	22:00	30分	2回
	常州電視台	生 活	生活 369	20:00	30分	1回
			常州老娘舅	20:30	30分	2回
			今朝蛮開心	21:00	30分	1回
	無錫電視台	都市資訊	阿福聊齋	18:15	60分	1回
		経 済	扯扯老空	19:10	50分	2回 ^(※3)
			商奇閑話	20:00	40分	なし
	蘇州電視台	社会経済	施斌聊齋	22:00	40分	1回
		生活資訊	樂惠蘇州	19:30	40分	1回
			李剛評話	20:10	40分	1回

(各局のウェブサイトでの確認結果に基づき筆者作成)

※1:毎週日曜日のみの放送である。

※2:方言版は、毎月18日放送分のみである。

※3:再放送のうち1回は、新聞総合チャンネルでの放送である。

認できる。

すなわち、『中国電視収視年鑑』に掲載された南京市の「ニュース番組視聴率上位10本」では、「聽我韶韶」が2009年7位(4.1%) (2010年版, p.571), 2010年10位(3.6%) (2011年版, p.582) にランクインしている。

また、顧(2011)から江蘇省の方言新聞の視聴率に関する情報を抽出したものが表3である(pp.26-27)。さらに、同論考の表10「2010年蘇州地区の夜間ニュース番組視聴率上位10本(17:00-24:00)」では、「施斌聊齋」が4位、「李剛評話(李剛の評話)」が5位、「天天山海經」が6位、「民生在線(民生オンライン)」が7位となっている(p.27)。

(2) 現状

市級テレビ局のニュース・情報関係の方言番組の現状が一覧できるよう取りまとめたものが表4である。

蘇北では、ジャンルを問わず、市級テレビ局の方言番組として確認できたのは、表4の2本のみであった。

蘇中では、すべての市級テレビ局でニュース・情報関係の方言番組が認められたが、放送数量・頻度には差が見られた。なお、表4の番組以外に関しては、揚州電視台で方言によるバラエティ番組「揚州好佬(揚州の名人)」が確認された。

蘇南に関しては、江淮官話圏と吳語圏とに分けて状況を見てみたい。

まず、江淮官話圏の南京市及び鎮江市に関しては、鎮江電視台では、表4の1本のみが方言番

表5 蘇南吳語圏の市級局による方言番組(2016年6月現在)

放送局		チャンネル	番組名	開始時間	放送時間
常州廣播電視台	テレビ(常州電視台)	生 活	生活369(※)	20:00	30分
			常州老娘舅	20:30	30分
			今朝蛮開心	21:00	30分
	ラジオ(常州電台)	新聞総合	生活369(※)	16:30	30分
無錫廣播電視台	テレビ(無錫電視台)	都市資訊	阿福講故事	17:00	30分
			阿福聊齋	18:15	60分
			阿福劇場	19:15	20分
			大話阿福	22:00	30分
		經濟	扯扯老空(※)	19:10	50分
			商奇閑話	20:00	40分
	ラジオ(無錫電台)	新聞	扯扯老空(※)	15:30	30分
			健康山海經	18:30	30分
		經濟	老吳一家親	10:10(平日)	50分
			無錫老法頭	10:10(週末)	50分
蘇州廣播電視総台	テレビ(蘇州電視台)	社会經濟	施斌聊齋	22:00	40分
		生活資訊	樂惠蘇州	19:30	40分
			李剛評話	20:10	40分
	ラジオ(蘇州電台)	総 合	蘇阿姨談家常	06:00	30分
		交 通	阿万茶樓	14:00	120分

(各局のウェブサイトでの確認結果に基づき筆者作成)

※テレビ・ラジオで同一名称であるが、内容は異なる。

組であったが、南京電視台では、同表の2本に加えて、毎月18日の「標点旅遊（標点の旅行）」（旅番組）、「標点美食（標点の美食）」（グルメ番組）及び「標点說房（標点の不動産）」（不動産関連番組）が南京話版であり、毎週土曜日の「標点周刊（標点 ウィークリー）」（ニュース番組「標点」の週末版）にも「乖乖小江逗（よい子の小江逗）」という南京話のトークショーコーナーが設けられている。

つぎに、呉語圏の3市に関しては、表4だけでも各局3本の方言番組が確認できる。また、同3市の市級局の全方言番組を取りまとめたものが表5であり¹³、各局で省広電局通知5項の規定を超過した状況が認められる。

なお、蘇州電視台では、表5の番組以外に、上海文廣新聞伝媒集団（SMG：Shanghai Media Group）制作の上海話の番組も放送されていることが確認される。すなわち、社会経済チャンネルで「新老娘舅（新世話焼き年配者）」（私人間の紛争解決番組）（13：00-14：00）が、生活資訊チャンネルで「阿慶講故事（阿慶による物語）」（欄目劇）（6：29-7：00）が、それぞれ放送されている。

IV. 考察

本章では、省広電局通知の策定背景及び運用実態を考察する。

1. 策定背景

省広電局通知は、法律に基づき方言番組の開設に係る行政許可を設定し¹⁴、その条件等を明文化したものであり、浙江省の新旧通知と同種の規範性文件である。

しかし、省広電局通知は、浙江省の各通知に比して簡素な内容である。この原因としては、当時の江蘇省における方言番組の放送状況が、浙江省とは異なる様相を呈していたことが指摘できる。すなわち、浙江省杭州市を起源とする方言番組の

ブームは、確かに短時間で蘇南一帯に及び、長江を渡って蘇中に到達したものの、その後一気に北上して、蘇北にまで広まりはしなかった。また、蘇南・蘇中でも、2004～2005年頃に方言番組が急増した訳ではなかった。さらに、視聴率に関しては、2005年開始当時の「聽我韶韶」の成績は芳しくなかった。

こうした状況からすれば、省広電局が方言番組を取り締まる必要性や緊急性は、相対的に低かったと見られる。しかるに、省広電局通知が策定・発出された背景には、2004年の行政許可法の施行及びこれに伴う制度整備という別系統からの要請があり、2005年に隣の浙江省がこれに適った措置を講じたことが認められる。省広電局通知の内容は、浙江省旧通知から最低限の条項を抽出し、一部文言の修正・追加を行ったものと捉えられるが、同通知が実質的な必要性よりも、形式的な制度対応という事情から策定されたとすれば、このような内容であるとの説明もつく。

なお、本件に関連しては、江蘇省と浙江省の言語文字法の施行弁法にも注目すべきである。すなわち、江蘇省施行弁法は方言使用に係る規定が欠缺状態であるのに対して、浙江省の施行弁法¹⁵には、専ら方言番組に係る12条2項が設けられ、放送時間や字幕に関する内容まで盛り込まれている。当時の方言番組の放送状況が、仮にも浙江省のそれと同等であったならば、制定時期を遅らせてでも、江蘇省施行弁法に方言番組に係る規定を追加することが検討されたはずである。

実際、浙江省の場合、「浙江省人民政府2004年規章制定計画に関する通知」（浙政弁函〔2004〕22号）には、2004年に言語文字法の施行弁法の案を起草する旨が明記されているが、最終的に同弁法が制定されたのは、2006年末のことであり、実に2年以上もの歳月を要した。この遅滞の原因がすべて方言番組によるものとはいえないまでも、他省に例を見ない12条2項が設定されたこと

からして、その影響は少なくなかったように見られる。かような事例からしてみても、江蘇省の方言番組の勢いは、やはり浙江省ほどではなかったと判断される。

2. 運用実態

江蘇省では、省広電局通知の発出以降、蘇南を中心として方言番組が増加傾向を見せ始め、今や規定上限を超えた数量が放送されている。特に無錫電視台では数量超過が際立っており、蘇州電視台も自局制作の番組だけで数量超過しているうえに、上海話の番組まで放送している。

かかる状況については、一部の番組が無許可なのではないかという疑問も浮かんでくる。しかし、省広電局通知は、1項で無許可放送を禁じ、後文でその調査及び処分を強化する方針を打ち出しており、長期間にわたり違反状態が放置されているとは考えがたい。

この点に関しては、南京電視台の事例を確認しておきたい。すなわち、2013年1月18日より、同台の「標点」系列4番組が毎月18日に南京話版とされることとなった件に関し、『南京日報』2013年1月18日は、省広電局から許可が下りている旨を報じている。当該事例からすれば、蘇南の吳語圏に関しても、同局の裁量の下、規定上限を超えて方言番組の開設許可がなされていると類推される。

このように見ていくと、省広電局通知は、もはや数量規制の機能を果たしていないに等しい。そして、発出後の方が方言番組の本数が多いことに鑑みれば、同通知は、従前グレーゾーンであった方言番組を、所定の手続さえ踏めば放送可能なものとし、その事実を周知した^⑯効果の方が、結果的に、本来期待されるべき数量制限の効果よりも大きかったと思われる。

なお、行政活動の公平性の確保や透明性の向上を目的とした行政許可制度という観点からして、

現在のような省広電局通知の運用実態が適当かといえば、疑問なしとしない^⑰。

V. 結論

本稿の結論は、次の通りである。

①2004年以降、江蘇省各地でも方言番組が放送されるようになったが、隣接する浙江省とは異なり、それが急激に増加・拡大することなく、省広電局が取締りに乗り出す必要性や緊急性は相対的に低かったといえる。

②しかるに、2006年に省広電局通知が発出された。同通知は、実質的な必要性よりも、形式的な制度対応という事情から策定されたものと見られ、それゆえ浙江省に比して簡素な内容とされた可能性が指摘される。

③同省では、省広電局通知の発出後に方言番組が漸増し、特に蘇南吳語圏の市級局では、経年に規定を超過した状態が認められ、すでに同通知は数量規制の機能を果たしていないに等しい状況にある。

上記の通り、江蘇省の諸状況は、規制通知が発出されたという外観こそ浙江省と似通っているものの、その内実は大きく異なるものであった。そして、①～③は、興味深い逆転現象である。すなわち、浙江省では、紆余曲折を経たものの、少なくとも現在の市級局の放送数量に関しては、現行通知の規定に忠実な運用がなされている（拙稿（2016））。一方、これとは対照的に、江蘇省では、省広電局通知の規定と乖離した運用がなされており、なおかつ同通知には時間に係る規定も存してはいない。その結果、2004年以降に方言番組が勃興した浙江省よりも、当初出足が緩やかであった江蘇省の方が、今日ではより多くの方言番組を、しかも自由度高く放送できるようになっているのである。

最後に今後の課題を示し、稿を結ぶこととした。まず、江蘇省の方言番組の放送状況には南高

北低の傾向が見られるが、この主な要因としては、言語的・文化的差異や経済的格差等が想定されるところであり、社会言語学の視座から論究していく必要がある。また、同省において国の言語政策の中長期計画を実施するための諸事項を取りまとめた文書¹⁸には、わずか一文ながら方言の保護に方言番組を活用する旨の記載が確認でき、この内容及び影響も検討しなければならない。さらに、蘇州電視台でも放送が確認された上海市の方言番組をめぐる情勢も無視できないといえよう。引き続き取り組んでいきたい。

[注]

- (1)江蘇省統計局ウェブサイト (<http://www.jssb.gov.cn/>) 等では、蘇北（徐州市、連雲港市、宿遷市、淮安市及び鹽城市）、蘇中（揚州市、南通市及び泰州市）、蘇南（蘇州市、無錫市、常州市、鎮江市及び南京市）とされている（最終閲覧2016年10月15日）。
- (2)中原官話圈（徐州市並びに連雲港市、淮安市及び宿遷市の一部地域）、江淮官話圈（南京市、揚州市、鎮江市、泰州市、淮安市淮陰区及び鹽城市並びに南通市及び連雲港市的一部地域）、吳語圈（蘇州市、無錫市及び常州市並びに南通市、鎮江市及び南京市の一部地域）とされている。
- (3)現在は改組され、江蘇省新聞出版廣電局（版權局）である。
- (4)狭義の場合、行政機関等が策定・発出する規定、規則、通知等の普遍的な拘束力を有する行政文書のことをいう。
- (5)筆者が2016年1月8日に江蘇省新聞出版廣電局（版權局）ウェブサイト「諮詢服務」(<http://www.jsqd.gov.cn/m2/>) で照会し、同年4月19日に得た回答による。また、江蘇省機構編制委員会弁公室ウェブサイト「開弁方言類節目審批」(<http://www.jssbb.gov.cn/xzsp/xzspshow.action?infoid=402885f14964359a0149650bfea10149>) には、省廣電局通知が設定根拠として記載されている（最終閲覧2016年10月15日）。

- (6)省、自治区及び直轄市並びに比較的大規模な地級市（副省級市、経済特区等）の人民代表大会又はその常務委員会が制定する法令のことをいう。
- (7)「ラジオ・テレビの方言番組の規範管理の強化に関する通知」（浙廣局発〔2005〕71号）及び「浙江省廣播電視局による方言番組管理の更なる強化に関する通知」（浙廣局発〔2007〕138号）の2件である。
- (8)潘（2006）、黃・張（2010）等は、内容の大半が国内外の重大ニュースであり、「阿六頭説新聞」のように身近な事件や問題を取り扱ったものでなかつたことが失敗の原因と指摘している。
- (9)鐘（2007）、顧（2008）、王（2009）、顧（2011）、繆（2012）、邢・馬（2013）、吳・王・吳（2015）による。
- (10)実話に基づく再現ドラマ等のことをいう。
- (11)淮安聽視網「録播節目：淮上聊吧」(<http://www.habctv.com/record/hslb/>) を確認する限り、2015年6月21日の放送が最後である（同ページには同日以降の動画も保存されているが、内容は別の番組である）（最終閲覧2016年10月15日）。
- (12)盐城網「点播：今晚播報」(<http://www.0515yc.cn/folder9/folder221/index.php>) によれば、2012年2月6日が最終回である（最終閲覧2016年10月15日）。
- (13)ニュース・情報関係以外のテレビ番組の内容に関するては、欄目劇である。
- (14)行政許可の設定根拠は、浙江省の新旧通知と同様、言語文字法16条と解される（拙稿（2016））。
- (15)浙江省「中華人民共和国国家通用言語文字法」施行弁法（浙江省人民政府令228号）。

(16)この詳細は、拙稿（2016）を参照のこと。

(17)行政許可に係る条件は、必ずしも絶対的なものではなく、行政機関がこれを遵守していないことをもって直ちに違法不当とはされないだろう。また、省広電局通知5項及び6項は、「超えないものとする（不超过）」と規定されており、これには「超えてはならない（不得超過）」ほどの拘束力は存せず、一定の方針・原則を示した規定と捉えることもできなくはない。しかし、複数の放送局で経年的に数量超過が認められている訳であるから、もしもかかる状況を許容するのであれば、上限数値を引き上げた通知を再度発出することが制度趣旨に適った対応と解される。もっとも、改めて通知を策定し、そこで上限数値を引き上げた場合、方言番組に対する規制の緩和としてクローズアップされる蓋然性が高く、他の行政区への影響等も想定されるところから、これに踏み切ることが困難な状況もまた指摘できる。

(18)「江蘇省における『国家中長期言語文字事業改革発展計画綱要（2012-2020年）』の実施徹底に係る意見」（蘇語〔2013〕1号）。

[参考文献]

(邦文)

上拂耕生（2006）「中国の行政許可手続に関する考察——中華人民共和国行政許可法の規定を中心として（一）」『アドミニストレーション』12巻3・4号合併号。

小田格（2016）「中華人民共和国浙江省における方言番組と政策変容——新旧の関係通知をめぐって」一般社団法人中国研究所『中国研究月報』70巻8号。

章蓉（2009）「中国都市テレビ局の『新型』方言ニュースの革新——ハーバーマスの『政治的公共圏の等価物』概念の検証——」『東京大学大学院情報学環紀要 情報学研究』No.77。

(中文)

- 顧俊（2003）「吳儂軟語不能忘」『蘇州雜誌』2003年6期。
- 顧強（2008）「蘇州広電総台の経営之道」『市場觀察』2008年7期。
- 顧穎華（2011）「吳風漢韻、各擅所長——2010年江蘇地級市電視市場収視概述」『収視中国』2011年4月。
- 賀麗青・孫健・路宝君（2012）「城市台本土化策略的探索与実践」『視聴界』2012年6期。
- 淮安市地方誌弁公室（2012）『淮安年鑑』2012年版、方誌出版社。
- 黃桂萍・張惠（2010）「電視方言節目的語境分析」『南方電視学刊』2010年2期。
- 江藍生（1997）「当前广播電視語言文字應用中的幾個問題」『中国語文』1997年1期。
- 李敏（2013）「方言説新聞——浅析方言在地方新聞節目中的应用」『新聞知識』2013年6期。
- 繆言（2012）「從“蘇州電視現象”看方言節目的發展趨勢」『伝媒觀察』2012年6期。
- 牟国義主編（2015）『江蘇年鑑』2015年版、江蘇年鑑雜誌社。
- 潘茹（2006）「對新聞方言化熱潮的思考」『新聞界』2006年1期。
- 王蘭柱主編（2005-2012）『中国電視収視年鑑』2005~2012年版、中国伝媒大学出版社。
- 王衛東（2015）「广播電視方言節目的社会価値探討——以連雲港電視台『在你身辺』为例」『淮海工学院学報（人文社会科学版）』2015年4期。
- 王一兵（2009）「深耕本土 策略致勝——解析蘇州广播電視総台の創優之路」『当代電視』2009年10期。
- 吳敏・王燕萍・吳茜（2015）「蘇錫常電視台の内容運営策略」『視聴界』2015年5期。
- 無錫電視都市資訊頻道（2007）「我們應該做怎樣的方言欄目劇——無錫電視首檔方言欄目劇『大

- 『話阿福』專家研討會綜述』『中國廣播電視學刊』
2007年11期。
- 鎮江網絡廣播電視（鎮江電視台）：<http://www.zjmc.tv/>
- 邢雯芝・馬瑞（2013）「蘇州話有効伝承対策之一：
中考語文試題中增加蘇州話考題」『產業与科技
論壇』2013年22期。
- 顏茹（2012）「方言節目的伝播価値」『視聽界』
2012年6期。
- 張勇堅・顧金榮（1991）「親切・真摯・熱情——『蘇
阿姨談家常』在蘇州人心目中的地位」『視聽界』
1991年1期。
- 中國廣播電視年鑑編輯委員會（1988-2016）『中國
廣播電視年鑑』1988～2015年版，北京廣播電視
出版社。
- 鐘建偉（2007）「流失和變異——19世紀末至今蘇
州話の変化と原因探析」『蘇州大學學報（哲學
社會科學版）』2007年5期。
- 『南京日報』2013年1月18日「十八頻道再推三檔
方言節目」。
- 『新民晚報』2014年11月30日「由無錫阿福多說起」。
- 『揚子晚報』2014年4月11日「南京十八頻道『乖
乖小江逗』這個80後有點“甩”」。
- [放送局のウェブサイト]
- 南京網絡電視台（南京電視台）：<http://www.nbs.cn/>
- 寬頻中吳（常州廣播電視台）：<http://www.cztv.tv/>
- 淮安聽視網（淮安電視台）：<http://www.habctv.com/>
- 連雲港傳媒網（連雲港電視台）：<http://www.lygl.com/>
- 江海明珠網（南通電視台）：<http://www.ntjoy.com/>
- 西楚網視（宿遷電視台）：<http://tv.xichu.net/>
- 蘇州廣電網（蘇州廣播電視總台）：<http://csztv.cn/>
- 鳳城泰州（泰州電視台）：<http://www.mytaizhou.net/>
- 太湖明珠網「明珠寬頻」（無錫廣播電視台）：
<http://v2.thmz.com/>
- 淮海網（徐州電視台）：<http://www.huaihai.tv/>
- 名城揚州（揚州電視台）：<http://www.yzntv.com/>
- 盐城網（盐城電視台）：<http://www.0515yc.cn/>